第十七号様式（第四十二条関係）

標　　識

住宅宿泊仲介業者登録票 Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Private Lodging Business Act	
登録番号 Number	観光庁長官（　）第　　号
登録年月日 Date of License	年　　月　　日
登録の有効期間 Term of Validity	年　月　日から　年　月　日まで
商号、名称又は氏名 Name	

30cm以上

35cm以上

第十八号様式（第四十八条関係）

（表　面）

第　　号　　年　月　日（有効期間１カ年）

写真

所属局部課名

職　　名

氏　　名

年　月　日生

6cm

住宅宿泊事業法第66条第２項において準用する同法第17条第２項の規定による

立入検査証

観光庁長官　　印

8.5cm

（裏　面）

住宅宿泊事業法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第十七条　都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査せ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはらない。

（報告徴収及び立入検査）

第六十六条　観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認るときは、住宅宿泊仲介業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宿泊仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類そ他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五　第十七条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項の規による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは偽の答弁をした者